保健福祉システム標準化移行プロジェクトチーム設置要綱

５川健保シ第５０２号

令 和 ６ 年 ４ 月 １ 日

（目的及び設置）

第１条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年９月１日施行）に基づく保健福祉システムの標準化を行うに当たり、全体の進捗管理及び連絡調整を主導するため、保健福祉システム標準化移行プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）標準化　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年９月１日施行）第２条第３項で定義する地方公共団体情報システムの標準化

（２）保健福祉システム　福祉総合情報システム運用管理要綱（平成25年１月１日施行）で定義する福祉総合情報システム及び保健所総合システム運用管理要綱（平成31年３月29日施行）で定義する保健所総合システム

（プロジェクトチームの構成）

第３条　プロジェクトチームはプロジェクト管理者、プロジェクトチームリーダー及びプロジェクトチームメンバーをもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

２　プロジェクト管理者は所掌事務を掌理し、プロジェクトチームリーダー及びプロジェクトチームメンバーを指揮監督する。

３　プロジェクトチームリーダーは、プロジェクト管理者を代理する。

４　プロジェクトチームの庶務は、健康福祉局総務部保健福祉システム課において処理する。

（ベンダ系列プロジェクトチーム）

第４条　プロジェクトチームは、次のベンダ系列プロジェクトチームにより構成される。

名称	主な役割
福祉Ａ系移行プロジェクトチーム	介護保険システム移行作業の調整、決定及び検収 その他付帯事項の調整及び決定
福祉Ｂ系移行プロジェクトチーム	生活保護システム移行作業の調整、決定及び検収 その他付帯事項の調整及び決定
福祉Ｃ系移行プロジェクトチーム	児童扶養手当システム、障害者福祉システム及び児童手当システムの移行作業の調整、決定及び検収 その他付帯事項の調整及び決定
福祉Ｄ系移行プロジェクトチーム	子ども・子育て支援システム移行作業の調整、決定及び検収 その他付帯事項の調整及び決定
健康管理系移行プロジェクトチーム	健康管理システム移行作業の調整、決定及び検収 その他付帯事項の調整及び決定

２　各ベンダ系列プロジェクトチームは次に掲げる組織の職員から構成する。

名称	役職	対象職員
福祉Ａ系移行プロジェクトチーム	リーダー	健康福祉局長寿社会部介護保険課長
	副リーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	メンバー	健康福祉局総務部保健福祉システム課職員 健康福祉局長寿社会部介護保険課職員
福祉Ｂ系移行プロジェクトチーム	リーダー	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔保護指導〕
	副リーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	メンバー	健康福祉局総務部保健福祉システム課職員 健康福祉局生活保護・自立支援室職員
福祉Ｃ系移行プロジェクトチーム	リーダー	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
	副リーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	メンバー	健康福祉局総務部保健福祉システム課職員 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課職員 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課職員 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課職員 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室職員〔家庭支援〕 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室職員〔母子保健〕
福祉Ｄ系移行プロジェ	リーダー	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長
	副リーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長

クトチーム	メンバー	健康福祉局総務部保健福祉システム課職員 こども未来局保育・幼児教育部保育対策課職員 こども未来局保育・幼児教育部保育第１課職員 こども未来局保育・幼児教育部保育第２課職員 こども未来局保育・幼児教育部職員（幼児教育）
健康管理系移行プロジェクトチーム	リーダー	健康福祉局保健医療政策部担当課長（予防接種）
	副リーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
	メンバー	健康福祉局総務部保健福祉システム課職員 健康福祉局保健医療政策部職員（予防接種） 健康福祉局保健医療政策部健康増進課職員 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室職員〔母子保健〕

３　各ベンダ系列プロジェクトチームメンバーは、プロジェクト管理者が各課長に依頼し、選任する。

４　各ベンダ系列プロジェクトチーム副リーダーは、ベンダ系列プロジェクトチームリーダーを代理する。

（終期）

第５条　プロジェクトチームは、保健福祉システム標準化移行終了をもって終了する。

２　前項における保健福祉システム標準化移行終了の判断は、プロジェクト管理者が行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、プロジェクト管理者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（保健福祉システム標準化移行計画調整部会設置要綱の廃止）

２　保健福祉システム標準化移行計画調整部会設置要綱（４川健保シ第４９

２号局長専決）は、廃止する。

（施行期日）

３　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

プロジェクト管理者	健康福祉局総務部長
プロジェクトチームリーダー	健康福祉局総務部保健福祉システム課長
プロジェクトチームメンバー	健康福祉局総務部危機管理担当課長
	健康福祉局生活保護・自立支援室保護指導担当課長
	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	健康福祉局長寿社会部介護保険課長
	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
	健康福祉局保健医療政策部担当課長（予防接種）
	健康福祉局保健医療政策部健康増進課長
	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課長
	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長
	こども未来局保育・子育て推進部担当課長〔運営管理・子育て支援〕
	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長
	こども未来局保育・幼児教育部保育第１課長
	こども未来局保育・幼児教育部保育第２課長
	こども未来局保育・幼児教育部担当課長（幼児教育）
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕
	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕